国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和８年度)

作成日　2026/10/13
最終更新日　2026/10/13

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2026/4/23
国立大学法人名		国立大学法人愛知教育大学
法人の長の氏名		野田　敦敬
問い合わせ先		企画課（0566-26-2204、kaikaku@m.auecc.aichi-edu.ac.jp）
URL		https://www.aichi-edu.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		【確認方法】 国立大学法人ガバナンス・コードの各原則の適合状況及び前回基準日からの改善・充実事項等について、令和８年６月10日から６月25日までの期間で資料を事前確認いただき、6月26日に開催した経営協議会において改めて資料説明の上、意見聴取を行った。その後、再度7月24日までの期間で意見照会を行った。 【意見】 記載の「適合・不適合判断」「記載内容」について、指摘はなかった。 なお、表記に関する質問等を踏まえ、「各原則の適合状況及び前回基準日からの改善・充実事項」に係る資料の一部の記載を改めた。
監事による確認		【確認方法】 国立大学法人ガバナンス・コードの各原則の適合状況及び前回基準日からの改善・充実事項等について、令和８年６月２日に学長から監事に説明を行った。その上で、令和８年６月10日から7月24日までの期間で意見照会を行った。 【意見】 少子高齢化が進み日本社会全体が多くの課題に直面している中、人口激減インパクトを真正面から受ける高等教育は大きな構造変革期に差し掛かっている。とりわけ国立教員養成系大学は、構造的な財政課題もあり一定の制約下で、多くの難しい課題へチャレンジしなければならない状況にある。 足下では 揺れ動く海外情勢、不透明感の強い国内経済、諸物価高騰、求められる人件費増額など、国立大学財政を取り巻く環境は厳しさを増しており大学経営・運営には益々難しい舵取りが求められている。 この一年間を振り返ると、難しい状況下にありながらも「第４期中期計画」の実践や「未来共創プラン」の具体的活動の積み上げなど着実な取り組みが行われてきたことは評価できる。また、令和７年１１月に文部科学省から示された「国立大学法人改革基本方針」を受けて、従前より積み上げてきた“愛知教育大学改革基本方針つくり“とも言える活動が進展し、一部先取りした施策として動き出したことは特筆に値する。 今回のガバナンスコード適合状況確認においては、全６６項目の網羅的確認とともに、学長を始め経営幹部と意見交換を行った。 その結果、今回の監事確認において記載の「適合・不適合判断」「記載内容」について指摘すべき問題は認められなかった。 その上で、より一層の大学経営の充実とガバナンス強化に向けて下記の個別意見を記す。

＜“改革基本方針”の確立と組織構成員への展開＞

前述の“愛知教育大学改革基本方針つくり“の中では、本学のミッションを『多様な強みを有する、学校の中核となる教員の養成』と定義し、「機能強化の方向性」「組織の見直し」が論議され改革の骨格が構築されてきた。

現在、国立大学法人評価委員会WGへの修正調書提出準備段階にあるが、８月の提出以降は修正調書に表した内容を「改革基本方針」として正式に機関決定し、組織構成員への十分な理解活動を経て一枚岩として歩みを進めていかなければならない。

『多様な強みを有する、学校の中核となる教員養成』とのミッションを実現するためには、組織構成員一人ひとりが意義を深く理解し、自らが チームが 組織が 何をすべきか定め行動することが欠かせない。

また、第５期中期計画の中で組織や人事・財務戦略やマネジメント体制などに具体的に手を付けていくことになるが、一定程度の痛みを伴う改革になることも覚悟しなければならない。

こうしたことを踏まえ、学長・執行部には、ガバナンスコード基本原則１と基本原則２を再確認して頂き、力強い組織運営を進められることを期待したい。

> 基本原則１．国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築
> 原則１－１ 国立大学法人の**ミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定**
> 原則１－２ 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築
>
> 基本原則２．法人の長の責務等
> 原則２－１－１ **中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有**
> 原則２－１－２ 法人の長 のリーダーシップ
> 原則２－１－２ 法人の長は、国立大学を設置する法人の代表者であることを深く自覚し
> 補充原則①その職責を十分に理解した上で、**法人の業務全般に関する決定権を行使**すべきである 。

＜ハラスメント及び性暴力等の根絶への取組＞

本年６月、学長より「ハラスメント及び性暴力根絶」に向けた力強い宣言が表明された。多くの若い教員を育み世に送ることを使命とする大学として、決意を内外に示した意義は大きい。

これに呼応して、ハラスメント防止に関する様々な活動が活性化するとともに「こども性暴力防止法」施行を受けた対応も着実に進められている。

ただ、この種の問題は一朝一夕には根絶しえない性格のものであることも現実であり、粘り強く継続的な取組が重要であることは言を俟たない。

ガバナンスコード基本原則４の観点からも、「活動の継続性」「教員養成系大学の特性」に着目した考察を深めていただき、大きく動き出した意義ある取組の前進が図られることを期待したい。

> 基本原則４．社会との連携・協働及び情報の公表
> (前略)**自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施**することで、適切な法人経営を確保する(後略)
> 原則４－２ (前略)自らを律する内部統制の**仕組みを運用し、継続的に見直しを図る**(後略)

> 国立大学法人愛知教育大学におけるハラスメント及び
> 性暴力等の根絶のための学長宣言
>
> 本学は、我が国の未来を創る子どもたちのために、教員及び教育支援職を養成する大学です。すべての学生および教職員が、互いの人格と人権を

		尊重し、安心して学び、働くことのできる環境を守る責務を負っています。 　ハラスメントや性暴力等は、その尊厳を深く傷つけ、教育・研究・就業環境を根底から損なう行為であり、決して許されるものではありません。 　本学は、これらを断固として容認せず、全学を挙げてその防止に取り組みます。 　私は学長として、学生及び教職員がコミュニケーションを取り合う機会を大切にして、本学がハラスメントや性暴力等のない大学であり続けることを強く決意し、ここに宣言します。 令和８年６月　愛知教育大学長　野田　敦敬 以上 【対応】 個別意見に対する対応は以下のとおり。また、表記に関する指摘を踏まえ、「各原則の適合状況及び前回基準日からの改善・充実事項」に係る資料の一部の記載を改めた。 ＜“改革基本方針”の確立と組織構成員への展開＞について ●対応方針 　御意見の趣旨を重く受け止め、第５期中期目標期間を本学の将来を左右する重要な時期と位置付ける。改革の趣旨や必要性について構成員一人ひとりの理解を深め、自らの役割を主体的に考え行動することが重要であるとの認識の下、構成員との丁寧なコミュニケーションを通じて理解と納得を得ながら、第５期中期目標・中期計画の策定を進めていく。 ＜ハラスメント及び性暴力等の根絶への取組＞について ●対応方針 　学長宣言を契機として、これまで以上に本学におけるハラスメント及び性暴力等の根絶に向けた取組を一層推進し、学生・教職員が安心して学び、働くことのできる環境の実現、また「こども性暴力防止法」の趣旨を踏まえた取組の徹底に向けて、今後も着実かつ継続的に対応していく。
その他の方法による確認		該当なし

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		本学は、基本的なビジョン、目標、戦略及び実現のための計画である中期目標・中期計画に加え、独自の中長期ビジョンとして、未来の社会を創る子どもたちを育てる教員養成大学が目指す姿を、学内外の関係者と意見交換を積み重ねて描き、「未来共創プラン」として令和３年３月に策定した。 ①中期計画と「未来共創プラン」の関係性の整理 国立大学法人法に基づき実施する中期計画は、国立大学法人法により、「社会との共創」、「教育」、「研究」などのように設定する項目が定められている。また、中期目標期間である６年以内に事業を完了させ、その成果を検証することとなっている。 一方、中長期ビジョン、目標・戦略から構成している「未来共創プラン」は、設定する項目は自由である。また、期間の限定はなく、具体的な事業の立案や成果の検証時期など、自由度が高い。 このような制度の違いを踏まえ、例えば、中期計画のうち「社会との共創」と「未来共創プラン」の「子どもキャンパスＰＪ」などは親和性が高いため、リンクさせた上で、重点的に取り組むこととしている。 このことについては、教授会、経営協議会で報告した他、全職員を対象に「第４期中期目標・中期計画に係る研修会」を実施し理解を深めている。 ②中期計画と「未来共創プラン」の達成に向けたロードマップの整理 第４期中期計画の評価指標において定めた目標の達成に向けて、そのプロセスを行程表として整理している。このことについては、大学改革推進委員会、経営協議会で報告し、周知している。 ③学長による進捗管理を徹底 「未来共創プラン」の下に設けた９つの戦略毎の進捗状況を学長が随時確認して適切に管理することとし、各年度末に大学改革推進委員会に報告することに加え、教授会、及び経営協議会にも報告し、周知している。また、実施計画（行程表）をWebサイトにて公表している。 【中期目標・中期計画】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/R8_03_henkou_moku_kei_260323.pdf 【未来共創プラン】 https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		本学では、中期目標・中期計画の進捗状況及び検証結果を、学内の評価委員会において毎年度確認するとともに、中期計画を含め大学機関別認証評価、教職大学院認証評価等の評価の観点に基づく自己点検評価を毎年度実施し、その結果を改善事項とともにWebサイトに公表している。 また、未来共創プランについては、大学改革進推進委員会において進捗状況を確認し、検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を公表している。具体的には、目標の達成に向けて、各プロジェクト・チーム内の意思統一を図るため、計画立案、実行、検証、改善案の策定など、運営プロセスを可視化（見える化）し、情報共有の仕組みを整えた。その際に、中期計画と「未来共創プラン」の運営プロセスをリンクさせることで、効率的な流れを整理している。また、当該年度の「未来共創プラン」の実績を内外へ発信することで、プロジェクト・チームの活動内容を明らかにするとともに、ステークホルダーへの報告までを一連の運営プロセスとする流れを合わせて構築している。 【自己点検評価】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/hyoka.html#jikotenken_gaibu 【未来共創プラン】 「未来共創プラン」の具体的な実施内容は、中期計画に結び付け、国立大学法人評価の評価プロセスを活用するなどして進捗状況等の検証を行っており、改善状況を反映させた次年度の行程表をWebサイトにて公表している。 https://www.aichi-edu.ac.jp/cocreate/

補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		国立大学法人法に基づく機関である主に「法人運営面」を審議する役員会、「経営面」を審議する経営協議会、「教学面」を審議する教育研究評議会に加え、役員会の意思決定と執行を円滑に行うため役員部局長会議を設けている。さらに、本学では将来を見据えた大学改革・機能強化を戦略的かつ機動的に推進するために大学改革推進委員会を設置し、各学系の代表を委員にすることで全学的な検討を確実に推進できる体制を整えている。 【愛知教育大学規程集】 「国立大学法人愛知教育大学役員会規程」、「国立大学法人愛知教育大学経営協議会規程」、「国立大学法人愛知教育大学教育研究評議会規程」、「愛知教育大学役員部局長会議規程」、「国立大学法人愛知教育大学大学改革推進委員会規程」をWebサイトにて公表している。 https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/auekitei/index.html
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		人事基本方針については、大学改革推進委員会の下に立ち上げた人事計画部会において、ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を検討の上、役員会において策定し公表している。 【人事方針】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jinji_housin.html
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		第４期中期計画の「Ⅳ．予算、収支計画及び資金計画」の項目において、教育・研究・社会貢献活動を継続的に推進するために必要となる経費構造を示すとともに、運営費交付金、自己収入等を含む中期的な収入見通しを明らかにしている。 【第４期中期計画】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/R4_04_keikaku_220330.pdf
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		＜補充原則１－３⑥（４）＞ 教育研究の費用については、財務諸表、事業報告書、決算報告書の他、これらをわかりやすく説明した財務レポート、財務リーフレット、統合報告書を作成し、Webサイトにて公表することに加えて、保護者懇談会、ホームカミングデー等で財務リーフレットを配布している。また、ホームカミングデーでは卒業生をはじめステークホルダーへ財務状況の説明を行っている。 教育研究の成果については、本学Webサイトに「研究シーズ」のページを設けるとともに、一般向け広報誌「あえる」を発行し、研究に熟知した関係者以外の幅広い対象者にも研究活動を分かりやすく公表している。 ・財務諸表、事業報告書、決算報告書作成 ・財務レポート、財務リーフレット作成 ・学内外報告（学長・理事懇談会、部課長会、財務委員会、経営協議会） ・学内外公開（ホームカミングデー、保護者懇談会、Webサイト） 【財務に関する情報】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html 【統合報告書】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/integratedreport.html 【研究シーズ】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/research/seeds.html 【一般広報誌「あえる AUE Letter」】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/pamphlet.html ＜補充原則４－１③＞ （教育・研究に係るコストの見える化） 事業年度ごとに財務レポートを作成し、Webサイトで公表している。 （法人の活動状況や資金の使用状況等） 事業年度ごとに財務レポート、財務リーフレットを作成し、Webサイトで公表している。 【財務に関する情報】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html

補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		（副学長、学長補佐等について） 理事以外の副学長や学長補佐、学系長のポストを設定し、その者が役員部局長会議等の他、週１回開催している学長・理事懇談会に参加し、法人経営の一端に参画する体制としている。また、近年では学長補佐を国大協の研修会等に参加させている。 大学改革推進委員会の下に立ち上げた人事計画部会において、法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針を含めた総合的な人事方針を検討の上、役員会において策定し公表している。また、経営人材の育成過程が確認できるよう、役員の経歴を公表している。 【人事方針】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jinji_housin.html 【役員の経歴】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html （事務職員について） 事務職員については中堅、管理職等の役職別の職責、人材像を明確にし、「国立大学法人愛知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関する基準」として、登用・選考基準を設け、今後のキャリアアップも踏まえ、計画的に研修や人事交流に参加させるなど、次代の経営人材を育成している。 【国立大学法人愛知教育大学事務職員及び技術職員の役職別の職責、人材像及び登用・選考に関する基準】 https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/auekitei/print/619.html
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		学長は、「役員規程」、「副学長任命規程」、「学長補佐規程」等に基づき、求める知識、経験、能力等を踏まえて、理事や副学長等を学内外から選任し、担当を明示して配置している。令和８年度の担当構成は以下のとおりで、時々のミッションに応じて適切に担当を充当している。 〇副学長５名（うち女性２名） 「カリキュラム改革・国際交流・未来共創」、「入試・ICT活用指導力育成」、「学生支援」、「キャリア支援・課外活動」、「評価」 〇学長補佐２名（うち女性１名） 「未来共創プラン」、「カリキュラムの特色化」 また、50台前半の教授を副学長に、40台半ばの准教授を学長補佐に任命して主要な会議等に参画させるなど、長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保に努めている。 【愛知教育大学規程集】 「国立大学法人愛知教育大学役員規程」、「愛知教育大学副学長任命規程」、「愛知教育大学学長補佐規程」をWebサイトにて公表している。 https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/auekitei/index.html
補充原則２－２－１① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		
原則２－３－１ 役員会の議事録		役員会規程第３条で、役員会の審議事項については、「学長の決定に先立ち、国立大学法人法第11条第３項に定める事項を審議する」とし、重要事項について十分な検討・討議を行う体制を構築し、毎月２回の定例開催に加え、必要に応じて臨時に開催し、迅速な審議によって適正な経営を確保している。 また、同規程第９条で、「本学構成員に原則として議事要録を公開するものとする」と規定するとともに、学外にも公表している。 【役員会に関する情報】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/yakuinkai.html

原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		理事、副学長等を選考する上では、年齢や性別、国籍等に左右されず平等な基準で、そのポストに最適な人物を個人の才能等を判断した上で登用している。特に、常勤理事は学校教育現場や文部科学行政に精通した外部人材を配置している。更に令和６年９月からは産業界での経営経験を有する者を常勤監事に任命することで、法人経営の自己点検機能向上を図り、経営層の厚みを確保している。 また、外部の経験を有する人材を求める観点やその目的に合致する人材であることが明確となるように、役員等の経歴及び選任理由を公表している。 【役員等・副学長・部局長名簿】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		経営協議会規程第２条で、学外委員については、「大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者」と規定している。選考に当たっては、「大学関係」、「教育行政」、「報道関係」、「民間」、「教育委員会」、「自治体」、「法曹関係」からバランスよく適任者を任命し、各学外委員の現職をWebサイトの役員等名簿の欄において公表している。 会議に当たっては、委員に対して事前に資料を送付する他、議題に関係するわかりやすい参考資料を作成・提供することで、会議で活発な意見・助言等をいただけるよう工夫している。 また、通常の議事の後にテーマ別で意見交換する機会を設け、議事以外の意見も法人運営に活かすことができるよう工夫しているほか、令和７年度は会議後に授業見学及び若手教員との意見交換の機会を設けることで、学外委員の現場理解を深め、審議の充実を図った。 【経営協議会委員名簿】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/officer.html
補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長選考・監察会議は、学長選考基準を定め、学長選考規程、学長選考実施細則の規定に則り、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。 令和７年度は、年度末の任期満了に伴い、学長選考を実施した。６月に開催した学長選考・監察会議において、法人のミッション及びビジョンの実現に資する人材を選考する観点から、新たに「愛知教育大学学長選考基準」を定め、公表した。学長選考実施に当たっては、８月１日付「学長候補者選考実施に関する事項の公示」を学内へ周知するとともに本学ホームページに掲載し学外へも公表した。 選考に当たっては、学長選考・監察会議委員及び教職員が学長候補者の所信表明を聴く機会を設け、学長選考・監察会議において、学長候補者のこれまでの業績や職務遂行状況に関する評価資料の確認を行うとともに面接を実施し、慎重な審議の過程を経て、９月２６日学長選考・監察会議で最終学長候補者として適切な人物の選考を行った。 選考理由については、学長候補者のこれまでの実績、学長選考基準への適合、本学の使命の実現に向けた取り組みへの姿勢などを総合的に判断し選考理由を明確にした上で決定した。選考結果については、選考過程及び選考理由を含め、学内外への説明責任を果たす観点から１０月１日付で適切に公表した。 【学長選考・監察会議に関する情報】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html 【愛知教育大学学長選考基準（令和７年６月５日 学長選考・監察会議決定）】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gakucho_senkou_kijun250605.pdf 【最終学長候補者選考結果（公示）（令和７年１０月１日）】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/saisyu_gakuchokouho20251001.pdf

補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		平成27年度の学長選考会議及び役員会において、学長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無について検討し、「６年任期」を「４年任期再任可（２年間）の上限６年間」とした。これを受け、役員規程を改定し、平成28年度から適用して公表した。改正した役員規程第５条には「学長の任期は４年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は２年とし、引き続き６年を超えて在任することができない。」と規定しているが、この任期については、平成27年度の学長選考会議の検討の中で、「学長としての取り組みに対し任期中に中間評価は必要である。」との意見があった。また、多くの国立大学が「４年任期再任可（２年間）の上限６年間」であったことを参考の上、改正した。 令和６年度から、学長選考・監察会議において、本学の持続可能な経営・運営体制の構築のための学長任期及び選考方法の在り方について、現状を検証しつつ議論を重ねてきた結果、学長在任期間に一定の幅を持たせることができる規定も必要などの意見があった。なお、現行制度（４年任期、再任可(２年間)の上限６年間）の改正に当たり、学長選考・監察会議が改正を決定する上での参考として、構成員の意見を聴取するため、令和６年１２月～令和７年１月の間に構成員へパブリックコメントを実施した。 これらを踏まえ、令和７年４月に開催した学長選考・監察会議において、現行の「６年の在任期間を上限とする」規定を改正し、「６年の在任を終えた者が引き続き学長となる場合の任期は４年とする。その場合、引き続き１０年を超えて在任することはできない」旨の改正案が承認され、令和７年５月に開催した役員会にて、国立大学法人愛知教育大学役員規程の一部を改正した。 【役員規程】 https://kitei.aichi-edu.ac.jp/doc/auekitei/print/493.html 【第69回学長選考・監察会議議事要録（令和７年４月25日）】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gakucho_giji_250425.pdf 【学長の任期及び選考方法等の見直しについて（令和６年12月23日）】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/yakuin_ninki_20241223.pdf
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長選考・監察会議は、学長の解任の手続きに関し必要な事項を定めた「学長解任規程」を整備し公表している。 学長を解任する要件は「心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき」、「職務上の義務違反があるとき」、「職務の遂行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でないと認められるとき」、「その他学長たるに適しないと認められるとき」で、これに該当すると認められるときは、学長選考・監察会議は、速やかに審査を行うこととしている。 【学長解任規程】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/files/gakucho_kainin_kitei220614.pdf
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		学長選考・監察会議は、学長の業績評価実施細則第６条で、通知及び公表については、「業績評価を実施したときは、速やかにその結果を学長に通知するとともに、Webサイトに公表する。業務執行状況を確認したときも同様とする。」と規定しており、これに則り、適切に行っている。 令和７年度の業務執行状況の確認は、学長選考の過程において、学長の在任中の業務執行状況並びに面接等の結果を踏まえて確認済である旨、令和７年度第７回学長選考・監察会議（令和８年２月10日開催）にて承認された。学長選考・監察会議として、本学Webサイトに確認結果を公表した。 【学長の業務執行状況確認結果】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html

原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		令和７年度末で学長選考・監察会議委員の任期が満了となったため、令和８年度からの委員については、以下のとおり委員を選出する予定である（令和８年４月23日時点）。 経営協議会では、令和８年６月２６日の会議において、本学のステークホルダーの中から大学に関し広くかつ高い識見を有する方が幅広く参画するような構成となるよう、互選により委員を選出する予定であり、議事要録を確認後、本学Webサイトに公表する予定である（令和８年４月23日時点）。 本学の教育研究に関する重要事項の審議機関である教育研究評議会では、令和８年４月15日の会議において、委員の選出方法を審議した上で、５月13日の会議において、その構成員である理事、事務局長、学系長、附属学校部長、各学系評議員から公平に選出するために投票により委員を選出し、議事要録を確認後、本学Webサイトに公表する予定である（令和８年４月23日時点）。 【学長選考・監察会議の委員名簿】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/gakucho_kaigi.html
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		学長選考・監察会議では、法人として経営力が発揮できる体制となっているかについて、毎年度、学長の業務執行状況を確認する中で議論しており、その結果、現時点においては、大学総括理事を置くべきとの判断とはなっていない。
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		「業務方法書」に基づき「内部統制規程」を整備し、法人における業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を目的に「内部統制システム」を構築し、その運用体制を公表している。役員で組織する内部統制委員会を設置し、内部統制上の重大な問題が発生した場合は、推進責任者である各部長を通じて、担当役員に報告することを義務づけている。日常的には、事務組織において推進担当者である各課長の下、業務方法書の項目に沿った自己点検を行い、モニタリングの結果を年１回役員会へ報告している。独立的評価として監事・監査室が法人の業務全般について内部監査を行い、その結果を監査報告書として公表している。また、監事は定期的に事務組織の部課長と意見交換を行ったり、学長に対し助言・提言も行っている。 研究活動の健全性・公正性の確保も重要な課題で、研究インテグリティの確保について関係規程を見直し、Webサイトに研究コンプライアンスのページを設け、「研究活動における不正行為への対応」、「利益相反マネジメント」、「安全保障輸出管理」の情報を公表している。利益相反については、毎年、すべての役員、大学教育職員に自己申告書の提出を求め、利益相反マネジメント委員会で審査している。安全保障輸出管理については、「みなし輸出管理の運用明確化」に対応するため、新規採用教員に対して採用時に「特定類型に係る誓約書」の提出を求め、技術提供の管理を行っている。 【内部統制システム】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/corporative/control.html 【監査に関する情報】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/jhyoka.html 【研究コンプライアンス】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/research/kenkyukonpuraiansu.html

原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		（情報公開の状況） 　最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開するとともに、規程集等を含め、様々な情報をわかりやすくWebサイトにて公表している。併せて、多種多様な広報手段を活用し、効果的な情報発信を行っている。 　また、独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報について、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等の他、学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育研究活動等の状況などをWebサイトにて公表している。 〇最近のニュースを大学概要、大学案内等により公開 【大学概要】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/outline.html 【大学案内】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/guide.html 【財務に関する情報】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/zaimu.html 【統合報告書】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/integratedreport.html 【研究シーズ】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/research/seeds.html 【一般広報誌「あえる AUE Letter」】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/public/pamphlet.html 【News ＆ Topics】 https://www.aichi-edu.ac.jp/pickup/index.html 【公式Twitter／YouTube公式チャンネル】 https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html 〇愛知教育大学規程集等をまとめて公開 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/ 〇独立行政法人等情報公開法第22条に規定する情報 （組織、業務及び財務に関する基礎的な情報・評価・監査等） https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/ 〇学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育研究活動等の状況 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/
補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		法人の情報については、「入学希望者の方」、「在学生の方」、「卒業生の方」、「保護者の方」、「教育関係・企業の方」、「地域・一般の方」など、Webサイトの画面上部に設置したタブにより対象者を明記する他、ターゲットに応じた広報誌により公表している。 　主な広報誌として、大学案内、財務レポート、一般広報誌「あえる AUE Letter」、「ちいきの大学」など、多数公表している。 【愛知教育大学Webサイト】 https://www.aichi-edu.ac.jp/index.html

補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報		学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠を「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、学生の満足度を「授業改善のためのアンケート」、学生の進路状況等を「教育職員免許状・資格取得状況」、「進路・就職状況」のとおり、以下のWebサイトにて公表している。 【ディプロマ・ポリシー】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html 【カリキュラム・ポリシー】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/outline/policy.html 【授業改善のためのアンケート】 https://sousei.aichi-edu.ac.jp/publication/questionnaire/ 【教育職員免許状・資格取得状況】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html 【進路・就職状況】 https://www.aichi-edu.ac.jp/auecareer/data/index.html 【教育情報の公表（学校教育法施行規則第172条の2に基づくもの）】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/edu_info.html 【教員養成の状況についての情報の公表（教育職員免許法施行規則第22条の6に基づくもの）】 https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release/situation_of_teacher_training.html

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 ・愛知教育大学ウェブサイト HOME > 大学紹介 > 情報公開 : 情報公開一覧 URL：https://www.aichi-edu.ac.jp/intro/release